施工体制台帳等の初回提出時チェックシート

工事名		受注者名	

□建設業法及び関係法令、及び「建設業法令遵守ガイドライン」等に基づき、適正な下請契約を締結します。
（当該工事における全ての下請契約を対象として実施する場合、チェック☑してください。）

受注者は、適正な下請契約を締結するため、下請契約の締結時に本チェックシートによるセルフチェックを実施し、施工体制台帳等の初回提出時に本シートを添付してください。

1　施工体制台帳に関する事項

事　　項	チェック基準等（該当項目をチェック☑）	内容（該当項目をチェック☑）	自動判定
台帳の記載事項	必要事項が記入されているか。[建設業法施行規則第14条の2第1項] 【台帳】 □元請・一次下請間 □作業員名簿（元請・一次下請以降全ての下請）	□　はい　・　□　いいえ	
台帳の添付書類等	添付書類は揃っているか。 【添付書類①：元請に関するもの】 □必要な資格を証明するものの写し □直接的かつ恒常的な雇用関係を証明するものの写し　「現場代理人・主任技術者・監理技術者等選任届」の添付資料 □提出省略　※他の書類に添付して書面で提出済の場合に限る 【添付書類②：下請けに関するもの】 □1次下請以下、すべての請負契約書の写し □すべての再下請通知書（再下請がない場合は提出不要）	□　はい　・　□　いいえ	

2　施工体系図に関する事項

事　　項	チェック基準等	内容（該当項目をチェック☑）	自動判定
体系図の記載事項	必要事項が記入されているか。	□　はい　・　□　いいえ	

3　下請契約に関する事項

事　　項		チェック基準等	内容（該当項目をチェック☑）	自動判定
建設業の許可区分及び配置技術者	元請	下請に付す総額が5,000万円以上（建築一式工事にあっては8,000万円以上）になる場合、特定建設業の許可を有し、監理技術者等を配置しているか。	□　はい　・　□　いいえ	
	下請	下請金額が4,500万円以上（建築一式工事にあっては9,000万円以上）になる場合、専任の主任技術者を配置しているか。 ※特定専門工事（型枠工事・鉄筋工事）の場合、要件を満たせば配置不要とできる場合有	□　はい　・　□　いいえ	
適切な下請負人の選定		一括下請に該当するものではないか。	□　はい　・　□　いいえ	
		建設業許可の無い業者に総額500万円以上（建築一式工事にあっては1,500万円以上）の下請をさせていないか。　※注文者が材料を提供する場合は、その材料費等を含む額で算定するので注意	□　はい　・　□　いいえ	
対等な地位		取引上優越的な地位にある元請負人が、下請負人を経済的に不当に圧迫するような取引等を強いていないか（不当に低い請負代金となっていないか）。	□　はい　・　□　いいえ	
		見積条件の具体的な内容（工事内容、工事着手及び工事完成の時期、工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときはその内容、前金払又は出来形部分に対する支払の時期及び方法等）を書面で提示し、下請負人から見積書を徴取しているか。	□　はい　・　□　いいえ	
下請工事の工期		工程表と対比し適切であるか。	□　はい　・　□　いいえ	
下請契約書		建設業法第19条に定められている全ての事項（15項目）が含まれているか。	□　はい　・　□　いいえ	
支払条件	前払金	前払金がなされている場合、下請代金についても前払金がなされているか。特に資材の購入等工事の着手に必要な費用については、前払金として手当がなされているか。	□　はい　・　□　いいえ	
	支払の時期	元請が支払いを受けてから1月以内とされているか。（特定建設業者は、引渡しの申し出があってから代金の支払いまで50日以内。）	□　はい　・　□　いいえ	
	支払いの方法	支払いはできる限り現金払いとされているか。少なくとも、労務費相当分は現金払とされているか。	□　はい　・　□　いいえ	
	手形の期間	手形の期間は、60日以内とされているか。	□　はい　・　□　いいえ	
社会保険加入状況	企業	雇用保険への加入状況	□ 加入　□ 未加入　□ 適用除外	
		健康保険への加入状況	□ 加入　□ 未加入　□ 適用除外	
		厚生年金保険への加入状況	□ 加入　□ 未加入　□ 適用除外	
	現場従事者	雇用保険への加入状況（適用除外となる者を除く）	□　全員加入　□　一部加入又は全員未	
		健康保険への加入状況（適用除外となる者を除く）	□　全員加入　□　一部加入又は全員未	
		年金保険への加入状況（適用除外となる者を除く）	□　全員加入　□　一部加入又は全員未	

（注）総合評価方式において、次の①、②の項目の評価を受けている場合は履行が必要なので留意してください。
①標準見積書の活用 【対象：2次下請以降含む全ての建設業許可業者との下請契約】
・法定福利費事業主負担額が内訳明示された見積書の添付
・下請契約書の総額と見積書の総額の合致
②県内企業の下請活用 【総合評価における対象外工種、下請金額100万円未満は除く】
・県内に本社 、本店又は工場（共同企業体として工場を保有している場合は、出資比率が20％以上のものに限る。）

※　判定が×となる理由と対応方針（具体的に記入）

※発注者確認欄【記入不要】

□ 市内企業の活用状況	□ 同一入札参加業者への下請負状況	□ 指名停止の状況

R8.10.1以降適用